

平成30年 第11回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月26日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成30年12月26日 午後1時30分			議長 京谷 常美	
	閉 会	平成30年12月26日 午後2時30分			議長 京谷 常美	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 12名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	青山 晴重	○	10	小山 隆顕	○
	2	平尾 博	○	11	小林 忍	×
	3	澤田 英雄	×	12	星 博明	○
	4	堤 寛	○	13	村上 正弘	○
	5	原田 尚一	○	14	京谷 常美	○
	6	塩野谷幸一	○			
	7	田中 利一	○			
	8	中川 俊司	○			
	9	西岡 正雄	○			
会議録署名委員	7 番	田中 利一		8 番	中川 俊司	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 八 子 和 行		事務局員 村 上 友 和	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (H30.12.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、平成 30 年第 1 1 回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
	議長	本日の出席委員は 1 2 名でございます。 本日の欠席委員は、3 番澤田英雄委員、11 番小林忍委員の 2 名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日程 1 会議録署名委員	議長	日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、7 番の田中利一委員及び 8 番の中川俊司委員をお願いいたします。
日程 2 会期の決定	議長	次に、日程第 2 会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日といたします。
日程 3 議案 1	議長	次に、日程第 3 議事に入ります。
	議長	議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件を議題といたします。
	議長	事務局より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
		以上の申請内容は、農地法第 3 条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第 3 条第 2 項第 7 号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります原田尚一委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	地区委員	何も問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件は可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、1 番の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件の内、2 番の件を議題といたします。
	議長	事務局より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)

議 事 の 経 過 (H30.12.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2	事務局長	以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります堤寛委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	地区委員	何も問題ありません。
	議長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	議長	質疑ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件は可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件の内、2番の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第2号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
議案 3	議長	質疑、ございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第2号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第2号「農用地利用集積計画（所有権移転）の諮問について」の件を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第3号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内2番及び4番を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

議 事 の 経 過 (H30.12.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 4	議長 議長	質疑、ございませんか。 質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 2 番及び 4 番を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 2 番及び 4 番を、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 1 番及び 3 番を、議題といたします。 会議規則第 10 条の規定により、 XXXXXXXXXX が除席の対象となります。暫時休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。事務局長より説明願います。
	事務局長	（議案朗読により、説明） 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。
	議長	説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長 議長 議長	質疑、ございませんか。 質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 1 番及び 3 番を、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の諮問について」の件の内 1 番及び 3 番を、可と決定いたします。
	議長	XXXXXXXXXX が復席しますので、暫時、休憩いたします。
	議長	休憩前に戻りまして、会議を開きます。
	議長	次に、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件を、議題といたします。
	事務局長	事務局長より説明願います。
	議長	（議案朗読により、説明） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議長 議長	質疑、ございませんか。 質疑が無いようですので、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農業振興地域整備計画の変更の諮問について」の件は、可と決定いたします。
議案 5	議長	次に、議案第 5 号「現況証明の願い出について」の件を議題といたします。

議 事 の 経 過 (H30.12.26)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 6	議長 事務局長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました原田委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	委員長	12月7日に私と平尾委員、村上委員と事務局それに、 の立会いで現地を見てきました。 昭和60年頃から耕作をしていないと聞いておりましたが、思ったほど立木はありませんでした。しかし、奥の方に大木があり、農地ではないと判断いたしました。
	議長 議長	報告が終わりましたので、質疑をお受けします。 12月に現況証明を受けることは少ないのですが、当日、雪は大丈夫でしたか。
	委員長 議長 議長	少し降った後でしたが、大丈夫でした。 他に、質疑はございませんか。 質疑が無いようですので、議案第5号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第5号「現況証明の願い出について」の件は、可と決定いたします。
	議長	次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の件を議題といたします。
	事務局長 議長	事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 質疑はございませんか。
	議長	質疑が無いようですので、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」の件は、可と決定いたします。
	閉会	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。平成30年 第11回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。